

SORAMAP 3D地図データ使用許諾契約書

◆第1条（権利の帰属及び著作権）

本製品（SORAMAP 3D地図データ）の著作権は、宙テクノロジー株式会社（以下権利者）に帰属します。

◆第2条（使用条件）

利用者は、以下の各号に定める内容を権利者に対して保証する場合のみ、本製品の使用を許諾します。

- ① 本製品を使用許諾範囲以外に使用しないこと
- ② 本製品を使用許諾範囲のために必要な範囲を超えて複製しないこと

◆第3条（使用許諾範囲）

権利者は利用者に対し、以下に定める事項を許諾します。

- ① 使用許諾範囲
 - ・ 3D地図を使用した映像製作（CGレンダリング映像化）
 - ・ 3D地図を含んだスタンドアロン型3Dソフト／システムの構築
- ② 使用許諾範囲に含まれないもの
 - ・ 3D地図を使用したネットワーク型3Dソフト／システムの構築（インターネット／イントラネット配信等）
 - ・ 3D地図を第三者に対する販売、リース、レンタル、貸出し、譲渡、売却、引用、インターネット配信、その他の方法で使用させること
 - ・ 3Dプリンタによるジオラマ模型作成等など、あらゆる3D造型に関わる製品など

本製品の使用許諾範囲はCGソフトによる映像作成や映像販売（レンダリングによる映像生成）を対象とし、営利・非営利問わず、自由に使用することを許諾します。尚、許諾範囲外となる禁止項目は以下の通りです。

- ・ 本製品の全体、一部（加工・編集も含む）を問わず第三者に対する再販、譲渡、リース、貸出し、レンタル、売却、更にWeb配信を含む電子移転を行うことは出来ません。
 - ・ 本製品を含んだあらゆる3Dシステム（ゲームや地図ソフト等）販売等も上記と同様に第三者に対する行為は使用許諾範囲外となり行うことは出来ません。但し、1箇所のみで閲覧出来るスタンドアロン型の3Dソフト上でのご利用なら使用する事は可能です。
 - ・ 本製品をインターネット上の3Dシステム等（GoogleMapやGoogleEarthなど）にアップロードを行うことは出来ません。
 - ・ 本製品を元に3Dプリンタによるジオラマ模型の作成等は出来ません。
 - ・ その他、違法、虚偽、第三者の権利侵害あるいは中傷を目的とした利用方法を行うことはできません。
- また、契約書の同意、不同意に関わらず、納品後は返品不可となります。

◆第4条（仕様）

本製品は権利者が持つ測量用航空写真（直下ステレオ写真）あるいは他社所有の航空写真を利用して作成されたものであり、同写真内から写真測量モデリング法によって抽出可能な都市形状データ（簡易形状モデル／複雑形状モデル／ハイブリッドモデル）とする。尚、同航空写真に写っていない新しい構造物等（同航空写真撮影時に存在しなかったものをいう。）は対象外とします。

尚、本製品は特定の使用目的に適合した品質並びに精度を保証するものではありませんので、本製品で発生したクレーム及び損害等の責は一切負いません。

◆第5条（使用解除）

本契約は納品を行った時点から成立し、使用を停止するまで継続します。利用者が本契約に違反した場合、または以下に定める事由のいずれかが発生した場合、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除し、本製品の使用を禁止します。

- ・ 本契約を継続しがたい重大な背信行為を行った場合
- ・ 本製品に関連したいかなる犯罪行為が発生した場合
- ・ 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- ・ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ・ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
- ・ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算手続開始の申立を受け、または自ら申立をした場合

◆第6条（管轄）

本契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所と定めます。本契約書に記載されていない事項は、著作権法及びその他関連法規に準ずるものとします。

◆第7条（変更）

本契約について変更の必要が生じた場合、所定の方法で通知することにより、本契約を変更できるものとします。